

当会会員逮捕に関する会長談話

昨日、当会所属の齊藤宏と弁護士が架空の投資名目で多額の金銭を詐取したとして、詐欺の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

被疑事実の真偽については今後の捜査の進捗を待つこととなりますが、報道された内容が事実であるとすれば、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、重大な事態であると極めて厳粛に受け止めております。

当会としては、事実を確認の上、厳正に対処するとともに、今後も弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組んでいく所存です。

2024(令和6)年9月20日
東京弁護士会会長 上田 智司

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな改正を求める声明

本日、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判における判決期日があり、袴田巖さんに無罪が言い渡された。袴田さんが逮捕されてから既に58年以上、再審開始決定がなされてから既に10年以上の歳月が経過しているが、袴田さんはやっと無実の罪を晴らした。

当連合会及び管内13弁護士会は、検察官に対し、本日の無罪判決を尊重し、上訴権を放棄して直ちに無罪判決を確定させることを強く求める。

袴田事件では、1966年(昭和41年)8月に袴田さんが逮捕され(当時30歳)、その後、捜査機関により自白を強要されて起訴された。袴田さんは、起訴後一貫して無実を訴え続けていたが、1980年(昭和55年)12月に死刑が確定した。これに対して1981年(昭和56年)4月に第1次再審請求が申し立てられたが、ほとんど全くと言ってよい程に検察側から証拠開示を受けられないまま、2008年(平成20年)3月、最高裁判所は、再審請求を認めなかった。

その後、同年4月に第2次再審請求が申し立てられたところ、弁護団による積極的な証拠開示の取組みと裁判所による証拠開示の勧告により、実に約600点余りに及ぶ証拠が開示され、2014年(平成26年)3月27日に再審開始決定がなされた。しかし、これに対して検察官が不服申立てをしたことにより、約9年後の2023年(令和5年)10月27日になるまで再審公判は開始されなかった。

再審公判は本年5月22日に結審し、判決言渡期日が本日と指定告知され、無罪が言い渡された。現在、袴田さんは、88歳である。

袴田さんに無罪が言い渡されるまでにこのような長期間を要したのは、現行の再審手続に関する法律(刑事訴訟法第四編「再審」)(以下「再審法」という。)に問題があるからと言わざるを得ない。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法のもとでは、えん罪被害はあってはならないものである。

えん罪被害者を守る最後の砦が再審法において規定されている再審手続である。

しかし、現行の再審法の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、袴田事件のみならず過去の多くのえん罪事件において、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力と

なっているが、現行の再審法においては、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて明文の規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障がない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定といういわば再審公判の入口における判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

当連合会では、昨年9月29日の令和5年度定期弁護士大会において「えん罪被害者の迅速な救済と尊厳の回復を可能とするため、刑事再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しているが、管内13の弁護士会とともに、えん罪被害者の迅速な救済と尊厳の回復を可能とするため、あらためて、国に対して、下記の事項を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう強く求める。

記

- 1 再審請求手続における手続規定の整備
- 2 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 3 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

2024年(令和6年)9月26日

関東弁護士会連合会理事長 菅沼 友子
東京弁護士会会長 上田 智司
第一東京弁護士会会長 市川 正司
第二東京弁護士会会長 日下部真治
神奈川県弁護士会会長 岩田 武司
埼玉弁護士会会長 大塚 信雄
千葉県弁護士会会長 島田 直樹
茨城県弁護士会会長 篠崎 和則
栃木県弁護士会会長 石井 信行
群馬弁護士会会長 関 夕三郎
静岡県弁護士会会長 梅田 欣一
山梨県弁護士会会長 三枝 重人
長野県弁護士会会長 山崎 勝巳
新潟県弁護士会会長 中村 崇

「袴田事件」再審無罪判決確定に関する会長声明

2024年9月26日、静岡地方裁判所（國井恒志裁判長）は、いわゆる「袴田事件」の再審公判において、袴田巖氏に対して無罪判決を言い渡した（以下、「本無罪判決」という）。同年10月9日、検察官は上訴権を放棄し、本無罪判決が確定した。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、放火され全焼した住宅内でみそ製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された強盗殺人、現住建造物放火事件である。当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕、起訴され、袴田巖氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後にみそ製造工場のみそタンク内から多量の血液が付着した状況で捜査機関が発見したとされるいわゆる「5点の衣類」等の証拠に基づき、第一審（静岡地裁）は有罪・死刑の判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、1980年12月に同判決が確定した。

本件の第2次再審請求において、再審請求審の静岡地裁は2014年3月27日に再審開始を決定するとともに、袴田巖氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した。検察官の即時抗告により、東京高裁は再審開始決定を取り消したが、最高裁は東京高裁決定を破棄差戻し、差戻後の即時抗告審で、東京高裁は2023年3月13日に再審開始を認めて検察官の即時抗告を棄却し、検察官が特別抗告を断念して、再審開始決定が確定した。静岡地裁の再審開始決定から再審開始決定の確定までに実に9年の歳月を要したのである。

2023年10月から始まった再審公判では、検察官は再び有罪立証を行い、袴田巖氏に対して死刑を求刑したが、上記のとおり静岡地裁は本無罪判決を言い渡したのである。本無罪判決は、①非人道的な取調べによって獲得された自白調書、②最も中心的な証拠であった「5点の衣類」、③袴田巖氏の実家から発見されたとされる「5点の衣類」のスボンの共布について、いずれも「捜査機関によってねつ造された」と認定した画期的なものである。

今般、検察官が上訴権を放棄して本無罪判決が確定したが、本件のこれまでの経緯、本無罪判決の内容からすれば当然のことである。当会は、本無罪判決の確定を心から喜び、長期にわたってえん罪と闘い抜いてこられた袴田巖氏、同氏を支えてこられた袴田ひで子氏並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、あらためて深甚なる敬意を表するものである。

畝本直美検事総長は、本無罪判決に対する上訴権放棄に際して談話を発表し、控訴断念の理由としては、袴田巖氏が「長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し」たためとし、袴田巖氏に対して「結果として相当

な長期間、法的地位が不安定な状況に置かれた点につき、刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思う」等としたが、本無罪判決に対して「ねつ造と断じたことには強い不満」、「判決には到底承服できず控訴すべき内容」などと表明しており、到底認できる内容ではない。

そもそも「5点の衣類」の捜査機関によるねつ造については、再審開始を決定した上記静岡地裁決定、再審開始を認めて検察官の即時抗告を棄却した上記東京高裁決定も指摘していたことである。検察官は、本件がえん罪であることを未だに認めようとしておらず、袴田巖氏に対する真摯な謝罪も、本件についての真摯な反省も全くなされていらない。上記検事総長談話は極めて不当なものというほかはなく、当会はこれを厳しく非難するものである。

袴田巖氏は現在88歳という高齢であり、本無罪判決までに事件発生から58年、判決確定から44年、最初の再審開始決定から10年もの歳月を要している。えん罪救済にこれほどの歳月を要するという事は、我が国の再審制度が機能していないことを如実に示しており、刑事訴訟法第4編（再審）の改正は急務である。とりわけ、再審請求事件における全面的な証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止は早急に実現される必要がある。

また、袴田巖氏は、死刑判決の確定から拘置の停止まで34年にわたって死刑執行の恐怖に苛まれ、現在も拘禁症状に苦しんでいる。死刑が執行されなかったからといって、袴田巖氏のこの苦しみが無かったことになるわけではない。万が一にも無実の人に対して死刑を執行することは司法による殺人というほかはなく、これ以上の不正義はない。当会が2020年に採択した『死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議』でも指摘しているとおり、これまでも我が国では、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件という4件の死刑再審無罪事件があったが、5件目の死刑再審無罪事件となる本無罪判決が確定したということは、我が国の死刑制度に対して、あらためて重大な問題点を提起するものである。

当会は、袴田事件の過ちを繰り返さないために、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現、そして死刑制度の廃止並びに死刑執行の停止を目指して、全力を尽くす決意である。

2024(令和6)年10月11日
東京弁護士会会長 上田 智司